

令和５年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率の公表について

平成１９年６月に「地方公共団体の財政健全化に関する法律」が制定され、地方公共団体は、毎年度、健全化判断比率及び資金不足比率を監査委員の審査に付した上で、議会に報告するとともに、住民に公表することが義務付けられています。

地方公共団体は、この健全化判断比率のいずれかが早期健全化基準以上の場合、又は資金不足比率が経営健全化基準以上になった場合は、財政健全化計画又は経営健全化計画を定めたうえで、議会の議決を経て、速やかに公表するとともに、総務大臣・都道府県知事への報告などの規定が設けられています。また、毎年度、その実施状況を議会に報告し公表することとなっています。

令和５年度決算における竹田市の健全化判断比率及び資金不足比率を下記のとおり公表します。令和５年度決算に基づく当市の健全化判断比率及び資金不足比率は、すべて早期健全化基準及び経営健全化基準を下回っています。今後も、経常経費の削減に努めながら、より一層の財政健全化に努めていきたいと考えています。

【令和５年度健全化判断比率】

区 分	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
指標	－	－	7.0%	7.6%
早期健全化基準	13.35%	18.35%	25.0%	350.0%
財政再生基準	20.00%	30.00%	35.0%	

※実質赤字比率及び連結実質赤字比率は黒字のため「－」で表示しています。

【令和４年度健全化判断比率】（参考）

区 分	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
指標	－	－	5.6%	11.0%

※実質赤字比率及び連結実質赤字比率は黒字のため「－」で表示しています。

【資金不足比率】

会 計 名	資金不足比率	経営健全化基準
水道事業会計	－	20.0%
簡易水道事業会計	－	
農業集落排水事業会計	－	
浄化槽整備推進事業特別会計	－	
久住高原荘特別会計	－	

※各会計ともに資金不足比率は黒字のため「－」で表示しています。

【財政健全化判断比率の算定方法について】

①実質赤字比率

(単位：千円、%)

分子	分母	実質赤字比率	
実質収支額	標準財政規模	実質赤字額（正の数）による比率	実質黒字額（負の数）による比率
①	②	①／②	
493,338	9,874,016	—	△ 4.99

【参考】

(単位：千円)

標準税収入額等①	2,931,202
普通交付税額②	6,900,433
臨時財政対策債発行可能額③	42,381
標準財政規模①+②+③	9,874,016

用語解説

・実質赤字比率

(趣旨) 一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率。

(算式)

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額（正の値）}}{\text{標準財政規模}}$$

・標準財政規模

(趣旨) 地方公共団体の一般財源の標準規模を示すもので、当該団体の標準的な税収入額と普通交付税額と臨時財政対策債発行可能額を合算したものです。

②連結実質赤字比率

(単位：千円、%)

分子				分母	連結実質赤字比率	
一般会計等の実質収支額	保険等事業会計の実質収支額	資金不足額又は資金剰余額	計	標準財政規模	連結実質赤字額（正の数）による比率	連結実質黒字額（負の数）による比率
①	②	③	④＝①＋②＋③	⑤	④／⑤	
493,338	128,321	412,639	1,034,298	9,874,016	—	△ 10.47

【参考】

(単位：千円)

一般会計等	実質収支額
一般会計	493,276
市立こども診療所特別会計	61
長湯温泉療養文化館特別会計	1
計	493,338

公営企業（法適用）	資金剰余額
水道事業会計	354,919
簡易水道事業会計	54,769
農業集落排水事業会計	2,725
計	412,413

保険等事業会計	実質収支額
国民健康保険特別会計	1,121
後期高齢者医療特別会計	906
介護保険特別会計	126,294
計	128,321

公営企業（法非適用）	実質収支額
浄化槽整備推進事業特別会計	226
久住高原荘特別会計	0
計	226

合計	1,034,298
----	-----------

用語解説

・連結実質赤字比率

(趣旨) 全会計を対象とした実質赤字（又は資金不足額）の標準財政規模に対する比率。

(算式)

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額（正の値）}}{\text{標準財政規模}}$$

※連結実質赤字額とは、各会計毎の実質赤字額及び資金不足額の合計額から実質黒字額及び資金剰余額の合計額を控除した額。

③実質公債費比率

(単位：千円、％)

分子			分母			実質公債費比率			
①元利償還金の額（繰上償還を除く） ②積立不足額を考慮して算定した額 ③満期一括償還地方債1年当たり元金償還金相当額 ④公営企業債償還財源繰入額 ⑤一部事務組合等地方債への補助・負担金 ⑥公債費に準じる債務負担行為 ⑦一時借入金利子 ⑧特定財源の額 ⑨事業費補正算入公債費 ⑩事業費補正算入公債費（準元利償還金） ⑪災害復旧費等に係る基準財政需要額 ⑫災害復旧費等に係る基準財政需要額（準元利償還金） ⑬密度補正に係る基準財政需要額 ⑭密度補正準元利償還金			③事業費補正算入公債費 ⑩事業費補正算入公債費（準元利償還金） ⑪災害復旧費等に係る基準財政需要額 ⑫災害復旧費等に係る基準財政需要額（準元利償還金） ⑬密度補正に係る基準財政需要額 ⑭密度補正準元利償還金 ⑮標準税収入額等 ⑯普通交付税額 ⑰臨時財政対策債発行可能額			単年度		3 か年平均	
①+②+③+④+⑤+⑥+⑦+⑧+⑨+⑩+⑪+⑫+⑬+⑭			③+⑩+⑪+⑫+⑬+⑭						
当該年度-2	当該年度-1	当該年度	当該年度-2	当該年度-1	当該年度	当該年度-2	当該年度-1	当該年度	当該年度
468,256	589,910	701,741	8,439,445	8,170,641	8,226,187	5.5	7.2	8.5	7.0

用語解説

・実質公債費比率

(趣旨) 一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率。
(算式)
$$\text{実質公債費比率} = \frac{\text{元利償還金} + \text{準元利償還金} - (\text{特定財源} + \text{元利償還金} \text{及び準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})} \times 100$$
 の3 か年平均

④将来負担比率

(単位：千円、％)

分子 (①+②+③+④+⑤+⑥+⑦+⑧+⑨+⑩)											分母 (⑪+⑫)			将来 負担 比率
地方債 の現在高	債務負担 行為支出 予定額	公営企業 債等繰入 見込額	組合等負担 等見込額	退職手当 負担見込額	土地開発 公社負担 見込額	第三セク ター等負担 見込額	充当可能 基金	充当可能 特定歳入	基準財政 需要額算入 見込額	計	標準財政 規模	算入公債費 等の額	計	
①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩		⑪	⑫		
15,911,464	179,491	777,302	0	2,327,140	0	0	5,587,759	17,945	12,958,249	631,444	9,874,016	1,647,829	8,226,187	

用語解説

・将来負担比率

(趣旨) 一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率。
(算式)
$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})} \times 100$$

【資金不足比率の算定方法について】

(単位：千円、％)

分子	分母	資金不足比率	
	資金の不足額	事業規模	資金不足額（正の数）による比率
	①	②	①／②
水道事業会計	△ 354,919	140,353	—
簡易水道事業会計	△ 54,769	94,049	—
農業集落排水事業会計	△ 2,725	21,855	—
浄化槽整備推進事業特別会計	△ 226	89,533	—
久住高原荘特別会計	0	149,824	—

用語解説

・資金不足比率

(趣旨) 公営企業ごとの資金の不足額の事業の規模に対する比率。
(算式)
$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}} \times 100$$